

平成30年10月4日
中日本高速道路株式会社

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

株式会社安部日鋼工業(岐阜県岐阜市六条大溝3-13-3)[7000000820]

2. 資格登録停止措置の期間

平成30年10月4日～平成30年12月3日(2ヶ月)

3. 資格登録停止措置の地域

地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該有資格業者は、「新名神高速道路 安坂山高架橋(PC上部工)工事」(名古屋支社発注)において、不適切な安全管理の措置により、支保工ブロックを解体中に解体手順を間違え支保が倒れ、作業員が支保工の柱に右足を挟まれ負傷する事故を発生させた。

5. 資格停止措置理由

有資格業者である上記の事業者が、工事の施工に当たり、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)